

平成24年度大気汚染防止法に係る施行状況について（概要）

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、平成24年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

1. 届出状況

（1）ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

平成24年度末現在のばい煙発生施設数は217,132施設であり、平成23年度末より669施設減少している。また、種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表2に示すとおり、ボイラーが136,487施設（62.9%）と最も多く、次いでディーゼル機関の36,065施設（16.6%）となっている。

表1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成20年度	220,081	178,934	41,147	91,067
平成21年度	218,695	177,009	41,686	90,454
平成22年度	217,188	175,365	41,823	89,570
平成23年度	217,801	174,107	43,694	88,583
平成24年度	217,132	172,467	44,665	88,343

（注1）大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

（注2）電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

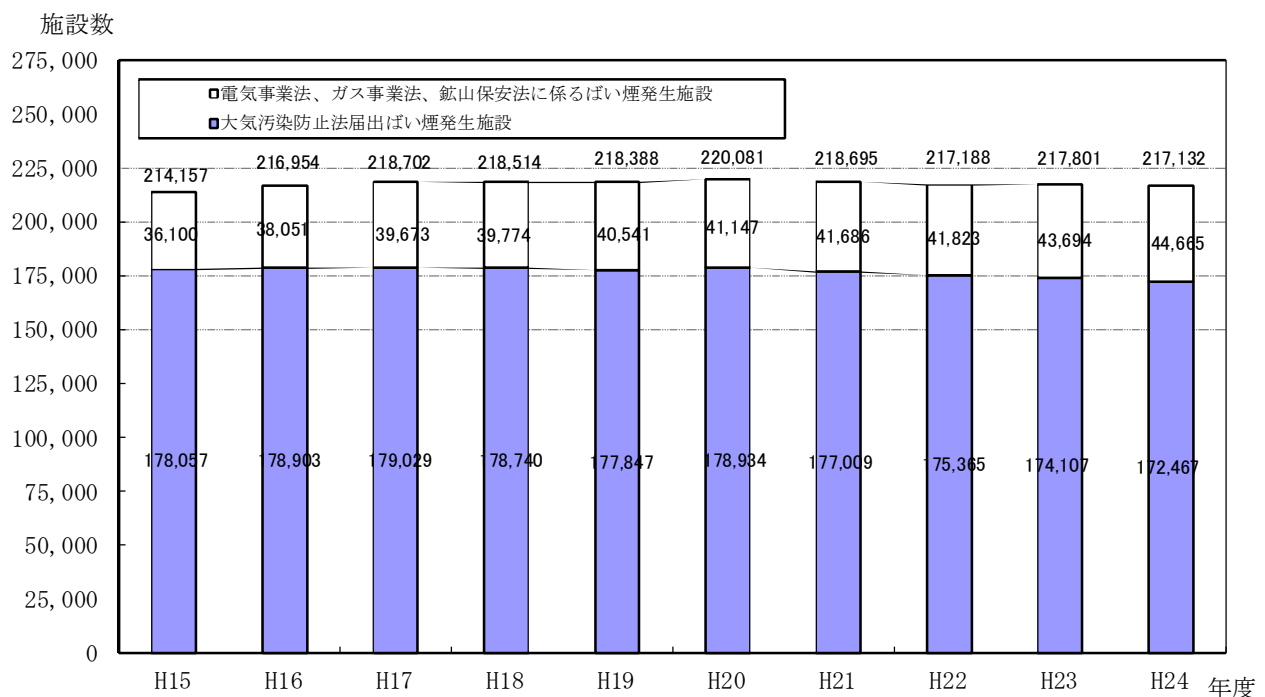


図1 ばい煙発生施設数の推移

表2 種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	136,487	62.9
ディーゼル機関	36,065	16.6
ガスタービン	9,616	4.4
金属加熱炉	7,562	3.5
乾燥炉	6,900	3.2
廃棄物焼却炉	5,633	2.6
金属溶解炉	3,948	1.8
窯業焼成炉	3,190	1.5
その他	7,731	3.6
合 計	217,132	100.0

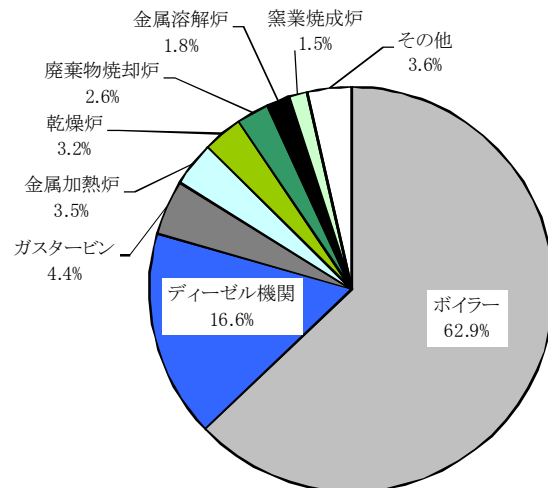


図2 種類別のばい煙発生施設数の割合

(2) 揮発性有機化合物(VOC)排出施設

VOC排出施設数(平成18年度から規制開始)の推移を表3に示す。平成24年度末のVOC排出施設数は3,535施設(1,120工場・事業場)であり、平成23年度末より26施設減少している。施設種類別のVOC排出施設数及び割合は、表4に示すとおり、粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設が945施設(26.7%)と最も多く、次いで塗装施設の752施設(21.3%)、塗装用の乾燥施設494施設(14.0%)となっている。

表3 VOC排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気(注1)	電気・ガス・鉱山(注2)	
平成20年度	3,781	3,779	2	1,188
平成21年度	3,613	3,611	2	1,152
平成22年度	3,552	3,548	4	1,131
平成23年度	3,561	3,559	2	1,121
平成24年度	3,535	3,533	2	1,120

(注1) 大気汚染防止法届出揮発性有機化合物排出施設

(注2) 電気：電気事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、ガス：ガス事業法に係る揮発性有機化合物排出施設、鉱山：鉱山保安法に係る揮発性有機化合物排出施設

表4 施設種類別のVOC排出施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設	945	26.7
塗装施設	752	21.3
塗装用の乾燥施設	494	14.0
印刷用の乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	338	9.6
接着用の乾燥施設	244	6.9
揮発性有機化合物の貯蔵タンク	233	6.6
化学製品製造用の乾燥施設	229	6.5
工業用の洗浄施設	167	4.7
印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	133	3.8
合 計	3,535	100.0

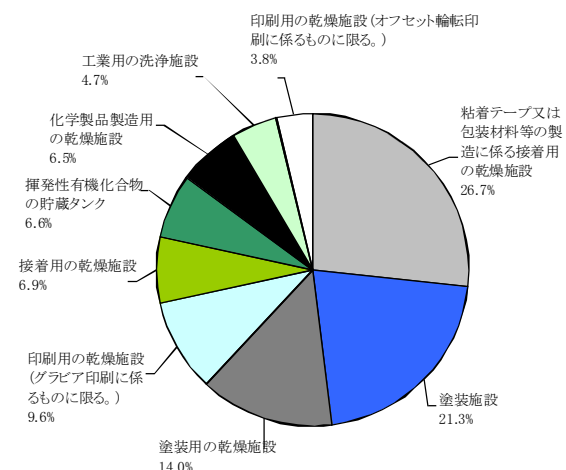


図3 施設種類別のVOC排出施設数の割合

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表5及び図4に示す。

平成24年度末現在の一般粉じん発生施設数は69,048施設であり、平成23年度末より1,084施設増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表6に示すとおり、コンベアが40,290施設（58.4%）と最も多くなっている。

表5 一般粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成20年度	67,282	63,470	3,812	10,205
平成21年度	68,040	63,497	4,543	9,996
平成22年度	67,856	63,137	4,719	10,000
平成23年度	67,964	63,170	4,794	9,874
平成24年度	69,048	64,089	4,959	9,931

(注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

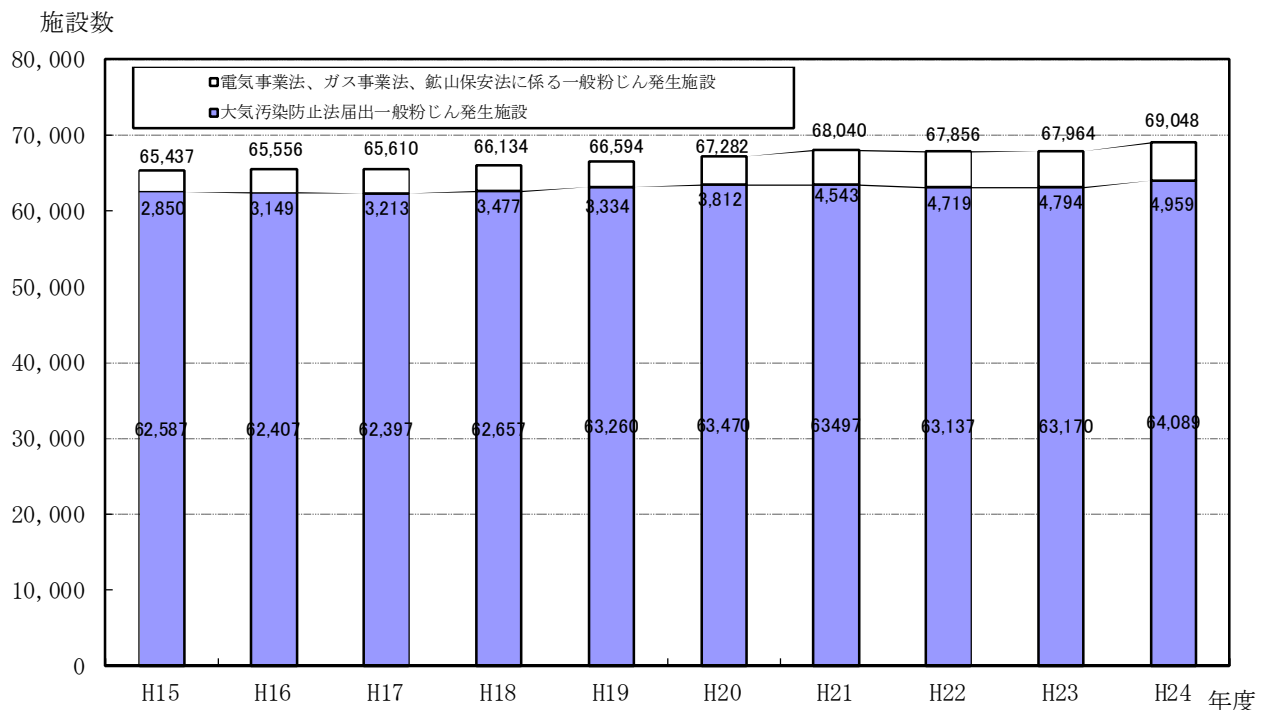


図4 一般粉じん発生施設数の推移

表6 種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合(%)
コンベア	40,290	58.4
堆積場	11,607	16.8
破碎機・摩砕機	10,382	15.0
ふるい	6,691	9.7
コークス炉	78	0.1
合 計	69,048	100.0

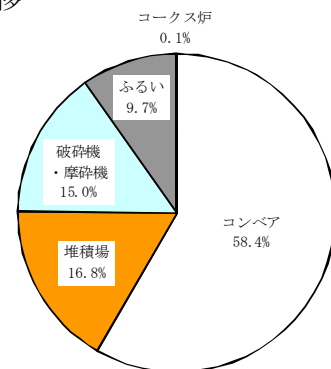


図5 種類別の一般粉じん発生施設数

(4) 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設数の推移を表7及び図6に示す。

平成18年度末に6施設あった特定粉じん発生施設は、平成19年度末までに全て廃止されている。

※特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

表7 特定粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数	工場・事業場数
平成20年度	0	0
平成21年度	0	0
平成22年度	0	0
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0

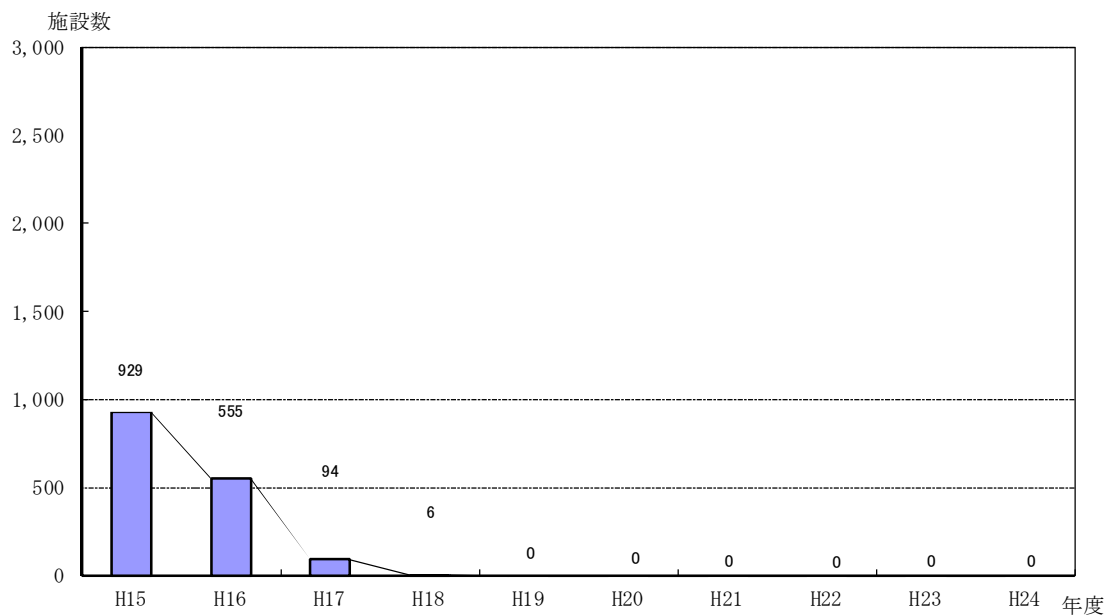


図6 特定粉じん発生施設数の推移

(5) 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表8及び図7に示す。平成24年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は9,648件であり、平成23年度よりも82件減少している。なお、平成24年度におけるその内訳は、通常の解体工事等に係るものが9,625件、災害その他非常の事態の発生によるものは23件である。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合は表9に示すとおり、改造・補修作業が5,296件（54.8%）、解体作業が3,165（32.7%）の順となっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物の解体等作業をいう。なお、平成18年2月28日以前までは、吹付け石綿が一定規模以上使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表8 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

年度	実施件数		
	全件数	通常の解体工事等に 係るもの	災害その他非常の 事態の発生によるもの
平成20年度	12,548	12,532	16
平成21年度	11,427	11,391	36
平成22年度	9,851	9,789	62
平成23年度	9,730	9,631	99
平成24年度	9,648	9,625	23

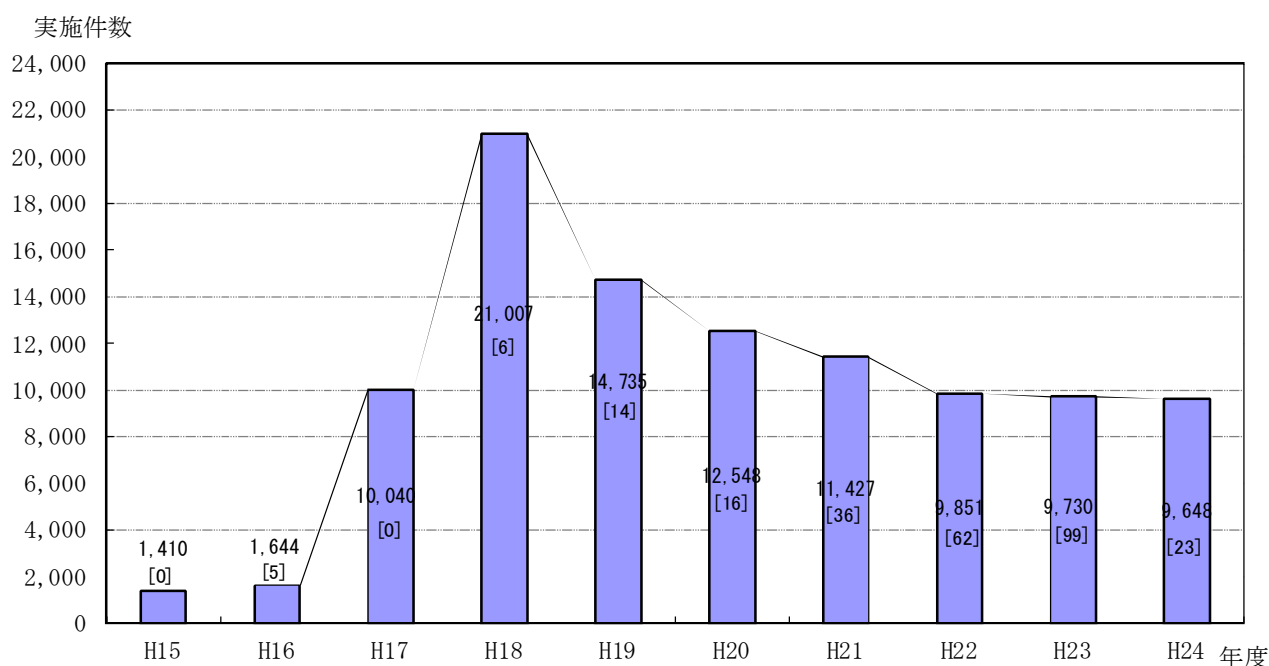


図7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移

(注) []内は「災害その他非常の事態の発生によるもの」の実施件数を示す。

表9 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

作業名	実施件数	割合(%)
改造・補修作業	5,296	54.8
解体作業	3,165	32.7
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去する作業	1,196	12.4
解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	16	0.2
合 計	9,673 (9,625)	100.0

(注) ()内は作業の重複を除いた場合の実施件数

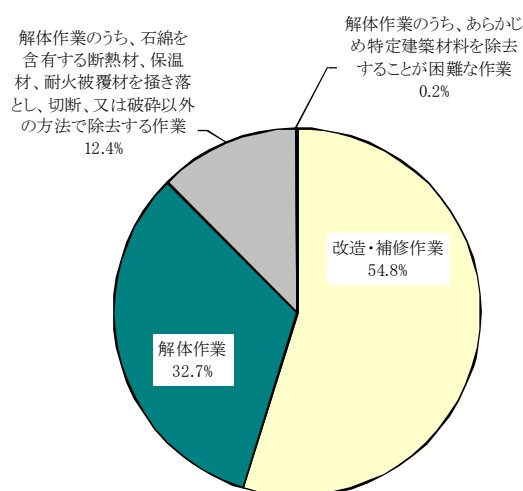


図8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数の割合

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表10に示す。

都道府県等による平成24年度工場・事業場への立入検査件数は23,498件（平成23年度：23,211件）であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが14,970件であり、特定粉じん排出等作業に対するものが6,110件となっている。

表10 立入検査実施工場・事業場数の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	17,881	16,312	15,831	15,908	14,917	14,970
揮発性有機化合物排出工場・事業場	720	796	974	927	774	748
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,738	1,632	1,602	1,825	1,738	1,666
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	27	0	0	0	0	0
特定施設 ^(注) 設置工場・事業場	30	16	78	4	12	4
特定粉じん排出等作業	8,238	6,748	6,595	6,362	5,770	6,110
合 計	28,634	25,504	25,080	25,026	23,211	23,498

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質（28物質）を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

(2) 行政処分

行政処分施設数等の推移を表11に示す。

平成24年度に都道府県等が行った行政処分施設数等は、1件（平成23年度：6件）であった。

表11 行政処分施設数等の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計画変更命令施設数 （ばい煙発生施設）	0	0	0	0	0
計画変更命令数 （特定粉じん排出等作業）	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令施設数 （ばい煙発生施設）	0	3	0	0	0
作業基準適合命令又は一時停止命令件数 （特定粉じん排出等作業）	7	1	3	4	1
事故時の措置命令施設数 （特定施設）	2	2	0	2	0
その他の命令施設数	0	0	0	0	0
合 計	9	6	3	6	1

(3) 告発

平成24年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は0件（平成23年度：0件）であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数等の推移を表12に示す。

平成24年度に都道府県等が行った行政指導施設数等は4,136件（平成23年度：2,025件）であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設が2,968件であり、その大半を占めている。

表12 勧告その他の行政指導施設数等の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 ^(注3)
季節による燃料使用基準適合勧告施設数(*) ^(注1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
S O _x 指定地域内燃料使用基準適合勧告 工場・事業場数(*) ^(注1) (ばい煙発生施設)	0	1	0	0	0
その他の行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	745	851	1,127	1,664	2,968
その他の行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	29	22	35	34	61
その他の行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	43	59	171	273	547
その他の行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	0	0	0	0	0
その他の行政指導数 (特定粉じん排出等作業)	95	69	117	53	559
その他の行政指導施設数 (特定施設)	2	2	3	1	1
その他の行政指導施設数 (指定物質排出施設) ^(注2)	0	0	0	0	0
合 計	914	1,004	1,453	2,025	4,136

(注1) (*)は、法に基づく勧告である。

(注2) 指定物質排出施設とはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第6（施行令附則第4項関係）に係る施設をいう。

(注3) 平成24年度より、文書によるものだけでなく、口頭その他の方法による行政指導も含めている。

